

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 3 月 31 日 (火) 第 93 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 廃棄物が地下にある土地に係る指定区域の指定 (廃棄物・リサイクル対策課取扱い) 1
 ○保安林の指定予定の通知 (森づくり推進課取扱い) 1
 ○鹿児島県外来医療計画及び鹿児島県医師確保計画の策定 (保健医療福祉課取扱い) 2
 ○救急病院等の認定 (2件) (保健医療福祉課取扱い) 2
 ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 2
 ○介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退 (高齢者生き生き推進課取扱い) 3
 ○介護保険法に基づく介護医療院の開設の許可 (高齢者生き生き推進課取扱い) 3
 ○県営土地改良事業の計画の変更 (農地整備課取扱い) 3
 ○基本測量の終了 (監理課取扱い) 4
 ○公共測量の終了 (監理課取扱い) 4
 ○道路の区域の変更 (15件) (道路維持課取扱い) 4
 ○道路の供用の開始 (15件) (道路維持課取扱い) 4
 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (南薩地域振興局取扱い) 12
- 公 告
- 開発行為に関する工事の完了公告 (2件) (建築課取扱い) 13

告 示

鹿児島県告示第333号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和 2 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 指定区域

阿久根市多田字諏訪田3771番1の一部、3771番12の一部、3777番の一部、3780番2の一部、3780番5の一部、3780番6の一部、3781番1の一部及び3789番の一部

2 埋立地の区分

法第9条の3第11項において読み替えて準用する法第9条第5項の確認を受けて廃止された一般廃棄物の最終処分場に係る埋立地

鹿児島県告示第334号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 2 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 保安林予定森林の所在場所

薩摩郡さつま町二渡字吐合6059番1, 6059番3, 6071番1, 6071番2

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第335号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定により、鹿児島県保健医療計画（平成30年3月30日鹿児島県告示第434号をもって公示）の一部として鹿児島県外来医療計画及び鹿児島県医師確保計画を別冊のとおり定め、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

(「別冊」は、省略し、鹿児島県くらし保健福祉部保健医療福祉課、各地域振興局保健福祉環境部健康企画課、地域振興局保健福祉環境部の各支所、各支庁保健福祉環境部健康企画課及び支庁の各事務所並びに鹿児島市保健所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第336号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和2年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
鹿児島こども病院	日置市伊集院町妙円寺二丁目2000番669

2 認定の有効期限

令和5年3月26日

鹿児島県告示第337号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和2年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
川内市医師会立市民病院	薩摩川内市永利町4107番地7

2 認定の有効期限

令和5年4月17日

鹿児島県告示第338号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

令和2年3月31日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
通所介護事業所 かえでの葉	指宿市開闢十町 4842-1	株式会社予祝	南九州市穎娃町 郡1519-7	吉原 誠一	令和 2 年 2 月 25 日	通所介護
デイサービスセ ンターまちのひ ろば	鹿屋市田崎町 2242-50	医療法人紡倫会	鹿屋市寿五丁目 26番38号	白石 匡史	令和 2 年 3 月 1 日	通所介護
医療法人海誠会 海田デイサービ ス	曾於市末吉町二 之方439番地	医療法人海誠会	宮崎県都城市庄 内町8610番地	海田 紀夫	令和 2 年 3 月 10 日	通所介護

鹿 児 島 県 告 示 第 339 号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、指定介護療養型医療施設から次のとおり指定の辞退について届出があった。

令和 2 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

施 設		指 定 介 護 療 養 型 医 療 施 設 の 開 設 者			辞 退 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
霧島杉安病院	霧島市霧島田口 2143番地	医療法人財団浩 誠会	霧島市霧島田口 2143番地	杉安浩一郎	令和 2 年 3 月 31 日	介護療養 施設サー ビス

鹿 児 島 県 告 示 第 340 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。

令和 2 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

施 設		介 護 医 療 院 の 開 設 者			許 可 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
かのや東病院介 護医療院	鹿屋市笠之原町 2923番地1号	医療法人伸和会	鹿屋市笠之原町 2923番地1号	石踊 二矢	令和 2 年 3 月 1 日	介護医療 院サービ ス

鹿 児 島 県 告 示 第 341 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営農村地域防災減災（農地保全整備（農地侵食防止））（旧：県営農地防災（農地保全整備（農地侵食防止）））（農業用排水施設整備）小牧地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 2 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

- 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し

- 2 縦覧期間
令和 2 年 4 月 1 日から同月 28 日まで
- 3 縦覧場所
指宿市役所耕地林務課

鹿児島県告示第342号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により，国土地理院長から令和元年6月14日鹿児島県告示第128号で告示した基本測量の実施は，令和2年3月10日終了した旨の通知があった。

令和 2 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第343号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により，志布志市長から令和元年8月9日鹿児島県告示第279号で告示した公共測量の実施は，令和2年3月18日終了した旨の通知があった。

令和 2 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第344号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，令和2年3月31日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	山田湯之元停車場線	日置市東市来町湯田字チシヤノキ5197番1地先から同市東市来町湯田字下ノ山4685番2地先まで	前	5.1～11.6	473.4
			後	10.6～30.2	471.6

鹿児島県告示第345号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，令和2年3月31日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	270号	日置市吹上町小野字堂ノ平1533番1地先から同市吹上町小野字西小野原1221番地先まで	前	9.3～28.7	473.0
			後	10.4～28.7	473.0

鹿児島県告示第346号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，令和2年3月31日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	270号	日置市吹上町小野字堂ノ平1533番1地先から同市吹上町小野字西小野原1221番地先まで	令和2年3月31日

鹿児島県告示第347号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，令和2年3月31日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿児島蒲生線	鹿児島市東佐多町710番3地先から706番1地先まで	前 後	13.2～49.4 19.5～54.4	200.3 200.3
		鹿児島市東佐多町717番1地先から715番2地先まで	前 後	17.7～32.9 22.9～46.6	112.9 112.9

鹿児島県告示第348号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，令和2年3月31日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	鹿児島蒲生線	鹿児島市東佐多町710番3地先から706番1地先まで	令和2年3月31日
		鹿児島市東佐多町717番1地先から715番2地先まで	

鹿児島県告示第349号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，令和2年3月31日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
-------	-----	-------	--------	-----------------	-----------------

県道	石垣加世田線	南九州市川辺町下山田字下	前 後	6.1~11.0	248.0
		番屋ヶ尾4218番1地先から 同市川辺町下山田字上桃木 渡瀬4268番1地先まで		8.2~18.3	247.7

鹿児島県告示第350号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和2年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	石垣加世田線	南九州市川辺町下山田字下番屋ヶ尾4218番1地先から同市川辺町下山田字上桃木渡瀬4268番1地先まで	令和2年3月31日

鹿児島県告示第351号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和2年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	永吉入佐鹿児島線	鹿児島市山田町字萩平3644番4地先内	前	14.5~23.3	24.2
			後	13.8~23.6	24.2

鹿児島県告示第352号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和2年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	永吉入佐鹿児島線	鹿児島市山田町字萩平3644番4地先内	令和2年3月31日

鹿児島県告示第353号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和2年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	志布志福山線	志布志市志布志町志布志字大迫大道1000番3地先から928番1地先まで	前後	9.1~15.0 12.3~17.4	229.9 229.9

鹿児島県告示第354号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和2年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	志布志福山線	志布志市志布志町志布志字大迫大道1000番3地先から928番1地先まで	令和2年3月31日

鹿児島県告示第355号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和2年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	上屋久永田屋久線	熊毛郡屋久島町栗生字永坂591番1地先から626番1地先まで	前後	12.1~28.4 12.1~32.9	126.6 126.6

鹿児島県告示第356号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和2年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	上屋久永田屋久線	熊毛郡屋久島町栗生字永坂591番1地先から626番1地先まで	令和2年3月31日

鹿児島県告示第357号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更

した。

なお、区域を表示した図面は、令和 2 年 3 月 31 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	伊仙天城線	大島郡伊仙町大字木之香字下島権171番5地先から同町大字犬田布字下コンヂヨ638番1地先まで	前	6.1~24.5	1,688.8
			後	10.9~30.9	1,678.5

鹿児島県告示第358号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和 2 年 3 月 31 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	伊仙天城線	大島郡伊仙町大字木之香字下島権171番5地先から同町大字犬田布字下コンヂヨ638番1地先まで	令和 2 年 3 月 31 日

鹿児島県告示第359号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 2 年 3 月 31 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	塗木大隅線	志布志市松山町尾野見字大野原894番19地先から894番710地先まで	前	6.4~12.6	138.5
			後	5.4~15.8	136.9

鹿児島県告示第360号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和 2 年 3 月 31 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日

県道	塗木大隅線	志布志市松山町尾野見字大野原894番19地先から894番710地先まで	令和 2 年 3 月 31 日
----	-------	-------------------------------------	--------------------

鹿児島県告示第361号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和2年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	小山田川田蒲生線	鹿児島市花尾町1882番1地先から1881番1地先まで	前	8.6~29.5	50.0
			後	26.2~41.1	50.0

鹿児島県告示第362号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和2年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	小山田川田蒲生線	鹿児島市花尾町1882番1地先から1881番1地先まで	令和 2 年 3 月 31 日

鹿児島県告示第363号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和2年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	寺山公園線	鹿児島市川上町2556番1地先から2566番4地先まで	前	7.9~9.6	112.0
			後	6.4~21.4	105.4

鹿児島県告示第364号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和2年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	寺山公園線	鹿児島市川上町2556番1地先から2566番4地先まで	令和2年3月31日

鹿児島県告示第365号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和2年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	山崎川内線	薩摩川内市天辰町字門口2863番1地先から同市天辰町字田麦853番1地先まで	前	5.0~25.0	1,103.0
			後	5.0~25.0	1,103.0
			後	7.0~28.0	1,081.0

鹿児島県告示第366号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和2年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	山崎川内線	薩摩川内市天辰町字門口2863番1地先から同市天辰町字田麦853番1地先まで	令和2年3月31日

鹿児島県告示第367号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和2年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	末吉財部線	曾於市末吉町深川字柳井谷後2148番2地先から同市末吉町深川字墓山2162番地先まで	前	8.7~13.9	190.0
			前	9.9~61.3	184.9
			後	9.9~61.3	184.9

鹿児島県告示第368号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，令和2年3月31日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	末吉財部線	曾於市末吉町深川字柳井谷後2148番2地先から同市末吉町深川字墓山2162番地先まで	令和2年3月31日

鹿児島県告示第369号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，令和2年3月31日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	宮ヶ原岩川停車場線	曾於市大隅町大谷字水喰4903番11地先から4903番2地先まで	前	5.0～6.0	57.0
			後	6.0～16.9	57.0

鹿児島県告示第370号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，令和2年3月31日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	宮ヶ原岩川停車場線	曾於市大隅町大谷字水喰4903番11地先から4903番2地先まで	令和2年3月31日

鹿児島県告示第371号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，令和2年3月31日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	志布志有明線	志布志市有明町野井倉字小	前	6.5～37.3	500.0

	原3575番 5 地先から同市有明町蓬原字大園795番 2 地先まで	前	10.7~38.0	500.0
		後	10.7~38.2	500.0

鹿児島県告示第372号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，令和2年3月31日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	志布志有明線	志布志市有明町野井倉字小原3575番 5 地先から同市有明町蓬原字大園795番 2 地先まで	令和 2 年 3 月 31 日

鹿児島県告示第373号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，令和2年3月31日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	郷戸市来線	いちき串木野市川上字赤井ヶ谷口3173番 1 地先から3175番 1 地先まで いちき串木野市川上字黒岩平3215番 2 地先から3215番 1 地先まで	令和 2 年 3 月 31 日

南薩地域振興局告示第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により，次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 2 年 3 月 31 日

南薩地域振興局長 寺地浩一

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ふたば	南九州市知覧町西元字木佐貫原14602番 1	社会福祉法人あすなる福祉会	南九州市顛娃町上別府字西場6543番	山本 森満	令和元年12月1日	生活介護
就労支援事業所南風 i	南さつま市金峰町高橋3075番地35	一般社団法人南風	南さつま市金峰町高橋3075番地35	秦泉寺 弘	令和 2 年 1 月 1 日	就労継続支援 A 型 ・就労継続支援 B 型

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 2 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

薩摩川内市天辰町字水流74番3, 字上水流76番1, 78番1及び110番1, 字前水流240番1及び240番4, 字六反田253番1, 253番4, 266番1, 266番4, 274番4, 274番6, 280番1, 280番3, 285番4及び289番1, 字碓山305番1, 305番3, 305番4, 436番2, 436番4及び437番3, 字松崎313番1, 313番5, 313番7, 317番1, 322番3, 345番及び346番3, 字古原388番1, 388番3, 388番5, 390番1, 417番4, 418番1, 432番1, 1456番8, 1461番8, 1461番11及び1468番, 字湯脇497番1, 507番, 508番1, 512番1, 1863番1, 1863番3及び1863番4, 字楠牟田551番2, 564番1, 570番, 571番, 572番, 573番, 577番2, 584番2, 591番1, 591番3及び1944番3, 字笹脇599番8, 1495番1, 1495番3及び1496番1, 字寺前651番2, 字堤尻737番3, 字田麦796番1, 796番3, 796番5, 796番7, 796番8, 836番6, 858番1, 860番2, 879番1, 880番1及び908番5, 字迫田1557番2及び2332番, 字東原1649番3及び1661番2, 字八反田1777番3, 1778番1, 1778番3, 1778番4, 1806番2及び1821番, 平佐町字石崎3555番, 3563番1, 3565番1, 3566番1, 3667番3及び3682番1並びに字三本松3938番1, 3939番1, 3940番1及び3940番3

2 公共施設の種類, 位置及び区域

道路 薩摩川内市天辰町字水流74番3の一部, 字上水流76番1の一部, 78番1の一部及び110番1の一部, 字前水流240番1の一部及び240番4の一部, 字六反田253番1の一部, 253番4の一部, 266番1の一部, 266番4の一部, 274番4の一部, 274番6の一部, 280番1の一部, 280番3の一部, 285番4の一部及び289番1の一部, 字碓山305番1の一部, 305番3の一部, 305番4の一部, 436番2の一部, 436番4の一部及び437番3の一部, 字松崎313番1の一部, 313番5の一部, 313番7の一部, 317番1の一部, 322番3の一部, 345番の一部及び346番3の一部, 字古原388番1の一部, 388番3の一部, 388番5の一部, 390番1の一部, 417番4の一部, 418番1の一部, 432番1の一部, 1456番8の一部, 1461番8の一部, 1461番11の一部及び1468番の一部, 字湯脇497番1の一部, 507番の一部, 508番1の一部, 512番1の一部, 1863番1の一部, 1863番3の一部及び1863番4の一部, 字楠牟田551番2の一部, 564番1の一部, 570番の一部, 571番の一部, 572番の一部, 573番の一部, 577番2の一部, 584番2の一部, 591番1の一部, 591番3の一部及び1944番3の一部, 字笹脇599番8の一部, 1495番1の一部, 1495番3の一部及び1496番1の一部, 字寺前651番2の一部, 字堤尻737番3の一部, 字田麦796番1の一部, 796番3の一部, 796番5の一部, 796番7の一部, 796番8の一部, 836番6の一部, 858番1の一部, 860番2の一部, 879番1の一部, 880番1の一部及び908番5の一部, 字迫田1557番2の一部及び2332番の一部, 字東原1649番3の一部及び1661番2の一部, 字八反田1777番3の一部, 1778番1の一部, 1778番3の一部, 1778番4の一部, 1806番2の一部及び1821番の一部, 平佐町字石崎3555番の一部, 3563番1の一部, 3565番1の一部, 3566番1の一部, 3667番3の一部及び3682番1の一部並びに字三本松3938番1の一部, 3939番1の一部, 3940番1の一部及び3940番3の一部

緑地 薩摩川内市天辰町字水流74番3の一部, 字上水流76番1の一部, 78番1の一部及び110番1の一部, 字前水流240番1の一部及び240番4の一部, 字六反田253番1の一部, 253番4の一部, 266番1の一部, 266番4の一部, 274番4の一部, 274番6の一部, 280番1の一部, 280番3の一部, 285番4の一部及び289番1の一部, 字碓山305番1の一部, 305番3の一部, 305番4の一部, 436番2の一部, 436番4の一部及び437番

3 の一部, 字松崎313番 1 の一部, 313番 5 の一部, 313番 7 の一部, 317番 1 の一部, 322番 3 の一部, 345番の一部及び346番 3 の一部, 字古原388番 1 の一部, 388番 3 の一部, 388番 5 の一部, 390番 1 の一部, 417番 4 の一部, 418番 1 の一部, 432番 1 の一部, 1456番 8 の一部, 1461番 8 の一部, 1461番11の一部及び1468番の一部, 字湯脇497番 1 の一部, 507番の一部, 508番 1 の一部, 512番 1 の一部, 1863番 1 の一部, 1863番 3 の一部及び1863番 4 の一部, 字楠牟田551番 2 の一部, 564番 1 の一部, 570番の一部, 571番の一部, 572番の一部, 573番の一部, 577番 2 の一部, 584番 2 の一部, 591番 1 の一部, 591番 3 の一部及び1944番 3 の一部, 字笹脇599番 8 の一部, 1495番 1 の一部, 1495番 3 の一部及び1496番 1 の一部, 字寺前651番 2 の一部, 字堤尻737番 3 の一部, 字田麦796番 1 の一部, 796番 3 の一部, 796番 5 の一部, 796番 7 の一部, 796番 8 の一部, 836番 6 の一部, 858番 1 の一部, 860番 2 の一部, 879番 1 の一部, 880番 1 の一部及び908番 5 の一部, 字迫田1557番 2 の一部及び2332番の一部, 字東原1649番 3 の一部及び1661番 2 の一部, 字八反田1777番 3 の一部, 1778番 1 の一部, 1778番 3 の一部, 1778番 4 の一部, 1806番 2 の一部及び1821番の一部, 平佐町字石崎3555番の一部, 3563番 1 の一部, 3565番 1 の一部, 3566番 1 の一部, 3667番 3 の一部及び3682番 1 の一部並びに字三本松3938番 1 の一部, 3939番 1 の一部, 3940番 1 の一部及び3940番 3 の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

鹿児島市中央町18番地 1
南国殖産株式会社
代表取締役 永山在紀

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 2 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 2 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

(2 工区)

熊毛郡屋久島町小瀬田字内原下849番 9 の一部, 849番10の一部, 849番20の一部及び849番 82の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20
屋久島町長 荒木耕治